

政府関係機関の地方移転に係る意見交換資料（三重県）

森林技術総合研修所

○道府県の説明に対する「各府省の見解」について

- ・研修内容や方法については、地方移転に併せて、見直しや変更等を検討すべきではないかと考える。
- ・ICTを活用した遠隔授業は可能であり、現地実習以外の座学については、それらの手法を活用することで、講師の確保はもとより、移動経費や時間の削減が可能である。
- ・また、講師の確保に関して、一般論であるが、昨今、地方大学出身者が数多くノーベル賞を受賞しており、研究や学習面について東京圏と遜色はないと考える。地方移転に伴い、講師の見直し（関西圏や中部圏、地方からの採用等）などについても検討してもよいと考える。
- ・研修担当者と本庁担当部署との打ち合わせについても、遠隔授業と同様にテレビ会議システムを活用するなど、移転を契機に業務方法の見直し等を行っていただければ、出張コストやアクセス時間の増大を防ぐことは可能であると考えます。
- ・受講のための移動経費は必要なものであり、研修所の所在地により、各自治体職員の旅費の額は増減するが、トータルとしては増加につながるものではないと考える。

○研修及び宿泊で利用可能な施設の整備状況、宿泊に伴う受講者の費用の見込み

- ・既存の学校施設については、平成24年3月の廃校以来、そのままとなっている。
- ・既存学校施設を改修した場合の宿泊に伴う費用見込みは、現時点では算出できない。
- ・市内における宿泊利利用可能な施設（候補地に近接する上野市街地のホテル）
 - ヒルホテルサンピア伊賀（88人）
 - 上野フレックスホテル（124人）
 - 伊賀上野シティホテル（160人）
 - ホテルルートイン伊賀上野（151人）
 - ルートイングランディア伊賀上野和蔵の宿（220人）など

○移転により新たな付加価値を創出するための取組（現地実習プログラム等）の具体イメージ

- ・現地研修プログラム等については、三重大学伊賀研究拠点（三重大学生物資源学科）、伊賀市森林組合、伊賀市農林業公社などとの連携を想定している。
- ・三重県においては、林業の活性化に向けて必要な人材育成を行うにあたり、林業大学校の新設も含めた人材育成の仕組みづくりを検討中であり、その中では、講師と成り得る人材の確保や育成や先進的な林業家や機械メーカーとの協力体制も必要となることから、現在準備をすすめている。
- ・こうした教育機関が互いに連携することで、講師の育成や確保が容易になり、将来的には三重県林業大学校から講師を派遣するなど、人材の有効活用が期待できるとともに、研修に必要な施設や機材についても共通する部分が多く、研修施設を集約することで、より効果的かつ効率的な運用を図ることができる。

- ・さらに、尾鷲林業や神宮林など近接地において有名林業地が存することから、現地研修等においても有益である。
- ・このように、移転に伴い、県をはじめ関係機関等との連携を行うことで、より効果的かつ効率的に研修を実施するとともに、経費の削減を図ることができると考えている。

○受講者や講師の交通利便性を確保する方策

- ・公共交通機関については、名古屋駅（近鉄、J R）、大阪上本町駅（近鉄）、新大阪駅（J R）などから、鉄道や高速バスを利用し、概ね 90 分程度で最寄の上野市駅（伊賀鉄道）へ到達可能。
- ・伊賀上野駅（J R）及び上野市駅からは、交通事業者（三重交通）が運行するバス路線が、運行（午前 6～8 時台毎時 1 本（午前 7 時台 2 本）している。なお、運行時間等の調整について、交通事業者との交渉は可能である。
- ・また、リニア中央新幹線が 2027 年に品川～名古屋間開業、2045 年には大阪まで延伸されることから、東京との往来時間は大幅に短縮される。
- ・東北地方から中部国際空港への直行便が少ないとされているが、県営名古屋空港に加え、伊賀地域の生活圏は近畿圏であり、伊丹空港や関西国際空港の利用頻度も高いことから、全国からの航空路線は網羅されていると言ってよい。（国内線の乗継割引もあり、旅費も低く抑えられる。）
- ・自動車利用の場合、移転候補先は名阪国道（国道 25 号線）の I C も近く、大阪や名古屋から約 90 分で到達できる。また、名阪国道から候補先への道路である国道 368 号線については、2 車線道路から 4 車線道路への拡幅が計画（一部拡幅済及び工事中）されている。

政府関係機関の地方移転に係る意見交換資料（三重県）

環境調査研修所

○道府県の説明に対する「各府省の見解」について

- ・研修内容や方法については、地方移転に併せて、見直しや変更等を検討すべきではないかと考える。
- ・ICTを活用した遠隔授業は可能であり、現地実習以外の座学については、それらの手法を活用することで、講師の確保はもとより、移動経費や時間の削減が可能である。
- ・また、講師の確保に関して、一般論であるが、昨今、地方大学出身者が数多くノーベル賞を受賞しており、研究や学習面について東京圏と遜色はないと考える。地方移転に伴い、講師の見直し（関西圏や中部圏、地方からの採用等）などについても検討してもよいと考える。
- ・研修担当者と本省担当部署との打ち合わせについても、遠隔授業と同様にテレビ会議システムを活用するなど、移転を契機に業務方法の見直し等を行っていただければ、出張コストやアクセス時間の増大を防ぐことは可能であると考える。
- ・受講のための移動経費は必要なものであり、研修所の所在地により、各自治体職員の旅費の額は増減するが、トータルとしては増加につながるものではないと考える。

○研修及び宿泊で利用可能な施設の整備状況、宿泊に伴う受講者の費用の見込み

- ・既存の公共施設（鈴鹿山麓研究学園都市センター及び旧三重ソフトウェアセンター）を研修施設として活用することを想定している。

【鈴鹿山麓研究学園都市センター】

- －平成10年供用開始（延床面積 3,828 m²（貸付可能面積 1,233 m²））
- －料金表は別添パンフレット参照
- －「行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例」等により減免の可能性あり

【旧三重ソフトウェアセンター】

- －平成3年供用開始（貸付可能面積 980 m²（48 m²～157 m²の17部屋））
- －料金表は別添参照（減免の検討は協議可能）

- ・当該既存施設は、宿泊施設を伴ったものではないため、宿泊については民間ホテルにて対応することを想定している。
- ・市内には、ビジネス客向けのホテルを中心とするホテル施設の収容能力が3,000名分程度あることから、当研修所の1回あたりの研修人員である100名分は十分賄えるものとする。
- ・民間のホテル施設に宿泊することによる費用が生じることはやむを得ず、1泊あたりの費用は、ホテルのレベルにもよるが5,000円～10,000円の価格帯となる。（なお、固定的な利用が見込まれるのであれば価格交渉は可能であると考えている。）

○移転により新たな付加価値を創出するための取組（現地実習プログラム等）の具体イメージ

- ・立地する鈴鹿山麓は自然環境が多く残されており、公益財団法人日本自然保護協会が「自然観察指導員講習会」を開催した実績からも、自然保護研修や環境教育研修等における屋外フィールドとして最適である。
- ・また、四日市公害からの環境改善を果たした都市としての実績をはじめ、様々な地域資源があることから、環境調査や環境行政に関する研修に活用することが可能である。
- ・移転候補地である鈴鹿山麓リサーチパーク内には、海外からの研修生を受け入れ・環境技術の研修等を行う「公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT）」や「三重県保健環境研究所」が立地し、連携・協力が見込まれる。
- ・また、名古屋大学大学院環境研究科、三重大学、四日市大学、鈴鹿工業高等専門学校と連携協定を締結しており、研修にあたっては協力が期待できる「四日市公害と環境未来館」のほか、臨海部コンビナート企業や四日市港、産廃特措法に基づく特定支障除去等事業などを活用した研修も可能である。
- ・なお、廃棄物関係では、産廃特措法に基づく4事案の対応では、廃棄物に起因する環境汚染の修復に関して、汚染修復技術及びその決定手法、周辺地域住民等ステークホルダーとのリスクコミュニケーション手法などの蓄積があり、現地視察や関係者の研修講師としての参画が可能であることや、循環型社会づくりを担う廃棄物処理施設では、国内最大級の産業廃棄物処理事業者（三重中央開発）やセメント製造事業者（太平洋セメント）が存在し、民間での廃棄物処理施設及び人材が豊富といった「強み」がある。
- ・このような地域の資源を活用することで、座学と現地研修を自在に組み合わせた研修を工夫することができ、研修の質の向上に資すると考えられる。

【具体的な研修プログラム案】

－環境教育研修

三重県環境学習情報センターの実践活動に基づく講義の実施

－国際環境協力に関する研修

移転候補地にあるICETTは、JICAからの委託など、海外から研修生を受け入れて環境研修等を行っていることから、同研修についてはICETTに委託するなどの連携が可能

－環境影響評価研修

本県は全国的に見ても条例アセスを含めたアセスの実施件数が多いことから、具体的な事例に即した評価・審査の業務などについて講義を実施

－「四日市公害」を学ぶ

四日市市の「四日市公害と環境未来館」、三重県環境学習情報センターと連携し、大きな社会問題となった「四日市ぜんそく」の歴史について語り部による講話を実施

また「四日市公害と環境未来館」の施設見学を実施

－「公害防止技術」を学ぶ

近隣に所在する四日市コンビナート企業と連携し、公害防止技術について、実務に携わる優秀な技術者による講義及び現場研修の実施

－「立入検査技術」を学ぶ

公害防止技術と同様に、四日市コンビナート企業と連携し、立入検査に係るチェックポイント等の講義及び実地研修の実施

○受講者や講師の交通利便性を確保する方策

- ・四日市市は県北部に位置しており、名古屋から30分圏内であり、現時点においても東京圏からの交通アクセスについては非常に良い地域である。今後、リニア中央新幹線が開通すると、さらに利便性が高まることになる。
- ・空路によるアクセスについて、中部国際空港や県営名古屋空港に加え、伊丹空港や関西国際空港の利用も可能であり、全国からの航空路線は網羅されていると言ってよい。(国内線の乗継割引もあり、旅費も低く抑えられる。)
- ・近鉄四日市駅からのアクセスはバスであり、現在1日に朝夕の2便しかないが、研修所の移転により、経常的に一定の利用が見込まれることから、交通事業者に対して増便に向けた交渉は可能である。

○その他

【精密機器の保守】

「研修所では環境汚染物質の分析研修に用いる各種分析装置を保有しており、研修所が東京圏に位置することで故障時対応を迅速に行うことができ、保守に係る経費を抑制できる」とあるが、移転候補地には県の保健環境研究所があり、分析機器を同様に多数保有しており、保守管理において、地域的な支障は特段見受けられない。

【排水処理施設と下水道の利用】

「環境汚染物質の分析研修を行うための各種精密機器を備えた実習棟や当該施設から排出される有害物質を含んだ排水処理施設等も併せて設置する必要がある」とされるが、移転候補地には、各種研究機関が移転していることもあり、既存研究施設の排水処理施設が利用可能であり、また、下水道も整備されていることから、新たに排水処理施設を設置する必要はなく、移転に際し、経済的にもメリットがある。

政府関係機関の地方移転に係る意見交換資料（三重県）

教員研修センター

○研修及び宿泊で利用可能な施設の整備状況、宿泊に伴う受講者の費用の見込み

- ・教員養成課程を有する「国立大学法人三重大学」及び「皇學館大学」に研修場所を提供頂き開催
- ・開催にあたっては実施時期等について、大学の授業カリキュラムと調整の上実施が必要であり、以下のとおり会場使用料が発生する見込み（詳細は別添参照）

【三重大学（津市）】

- －教室・実験室使用料は、1㎡あたり10円／1時間で、「単価×面積×時間」により算定
- －会議室、講堂、体育館・屋内運動用、柔道場・剣道場、陸上競技場、野球場、サッカー・ラグビー場、テニスコート、アーチェリー場、プールは「施設ごとの単価×時間」で算定

【皇學館大学（伊勢市）】

- －教室規模に応じ、4時間以内、4時間を超え8時間以内の単価を設定
- －運動場、弓道場、マルチメディア施設、講堂、体育館も4時間以内、4時間を超え8時間以内の単価を設定
- ・講師及び研修生の宿泊施設は、各大学に近接する津市、伊勢市のビジネスホテル等により対応

【津市】

- －津駅周辺にはビジネスホテル、旅館が11施設有
- －収容人数は合計で1,219名、宿泊料金（目安）シングル3,200円～7,623円

【伊勢市】

- －伊勢市駅、宇治山田駅周辺にはビジネスホテルが4施設有
- －収容人数は合計で451名、宿泊料金（目安）シングル6,000円～9,180円

○移転により新たな付加価値を創出するための取組（現地実習プログラム等）の具体イメージ

関係府省の見解として、喫緊課題研修の地方開催の可能性について言及されていることから、どのような研修が、どのような形で実施可能か、是非、協議をさせていただきたい。

なお、本県の特色を生かした研修として、次のような研修も可能ではないかと考えている。

- ・本県では、学校教育の情報化推進事業の実証校として研究を開始し、現在も研究を継続している公立学校を有する「強み」を活かし、関係事業者や大学と連携しながら開催する次の研修を提案する。

【研修名】

学校教育の情報化指導者養成研修

【研修内容】

①ICT による学びのイノベーション事業（文部科学省）及びフューチャースクール推進事業（通産省）の実証校として研究を開始し、現在も研究を継続している公立学校を訪問し、現授業改善のあり方や模擬授業を通じた授業改善、教職員との交流を通じた学校教育の情報化に向けた戦略等の検討を行う。

（研修イメージは、授業見学、実証校の今までの取組み説明、教職員との交流、ICT 活用に関するワークショップ、模擬授業の実施など）

②学校の保有する業務情報・個人情報及び校務支援システム等について、県内の情報通信サービス事業者の講義を通じて、情報管理のセキュリティをどのように進めていくか検討を行う。

（研修イメージは、情報通信会社の取組み説明や個人情報管理についての講習、情報漏えいに対する対応策等の講習の実施など）

③三重大学では、児童生徒の思考力・判断力を育成することを目的に、発達段階に応じたプログラミング教育の実践取り組んでいることから、ICT をツールとして学習に対する興味・関心の向上、学習内容の深化、問題解決能力の育成方法等について検討を行う。

（研修イメージとして、プログラミング教育実践上の工夫やプログラミング教育を通じた児童生徒の学びの変容、プログラミング体験等の実施など）

【役割分担案】

教員研修センター：研修内容（時期・場所・期間・対象者・内容等）の企画立案・調整、講師・協力事業者等の手配、講師・協力事業者等への謝金等の負担、開催案内の発送、講師・研修者の宿泊手配、会場使用料の負担、施設整備、研修の実施・進捗管理等

三重県教育委員会：研修内容の企画立案・調整に関する協力・情報提供、ノウハウの提供、研修講師・協力事業者等の情報提供、県内市町・関係行政機関との連携・調整・協力等

三重大・皇學館大：会場提供、研修実施にあたっての調整・協力等

津市・伊勢市：宿泊場所の情報提供・確保協力、研修実施にあたっての調整・協力等

○受講者や講師の交通利便性を確保する方策

・研修会場は都市部からも非常にアクセスしやすい場所に立地している。今後、リニア中央新幹線の開通により、さらに利便性は向上する。

－三重大学（津市）は名古屋から 50 分、近鉄江戸橋から車で 3 分（徒歩 15 分）

－皇學館大学（伊勢市）は名古屋から 80 分、近鉄宇治山田駅から車で 4 分（徒歩 20 分）

・研修会場近くには多くのビジネスホテルが立地しており、講師や研修参加者の宿泊も賄える規模を有しており、宿泊枠の確保については協力も可能であり、施設によっては宿泊施設と会場間の送迎対応も可能である。

政府関係機関の地方移転に係る意見交換資料（三重県）

水産総合研究センター

○「基本的な考え方」について

国の「まち・ひと・しごと総合戦略」に基づき、「地方への新しい人の流れをつくる」ことを目的に政府関係機関の中には地方の発展に資するものが存在することから、地方からの提案を受ける形で地方移転を進めることが、地方への新しい人の流れを作ることに資するとして、募集が行われたと理解している。

三重県及び鳥羽市は、「地方への新しい人の流れを作る」ことに重点を置き、過疎化対策、雇用対策、経済発展対策等への波及効果を見出していくことを大きな方向性とし、政府関係機関として求められる機能の維持だけでなく、関係機関と連携し、地域イノベーションの創出や研究成果の地域産業への波及等、より高いシナジー効果が得られるよう、国と地方が連携した取組を目指し、提案を検討してきたところである。

なお、当初は「本部」及び「開発調査センター」の移転を目指していたが、移転における波及効果が国及び地方とも少ないこと等を勘案し、「本部」の移転は取り下げることにする。

○当該機関の移転によって機能を発現させるためには、地域の研究機関、民間企業等との連携体制の構築が不可欠であることを踏まえ、受入にあたる地域の産学官連携の体制が現在あるか、又は現在ないならば、どのように構築していくか。

- ・県内には国・県・市の水産研究機関の他、大学の研究機関等もあり、また、水産業を地域の主要な産業として位置付けている行政機関が存在していることから、産学官が連携し共同研究を行いやすい体制が確保されている。
- ・平成23年に三重県の水産技術の普及と向上を目的として、三重県、水産総合研究センター増養殖研究所、三重大学からなる「三重地域産学官連携水産研究連絡会議」を立ち上げ、毎年、漁業者や県民・学生を対象に、各機関の研究成果の発表や話し合いの場として「みえ水産フォーラム」を開催している。
- ・移転候補先の鳥羽市には、全国でも珍しい市が設置する水産研究所があり、施設はコンパクトであるものの、試験フィールドが近く、漁業者とのつながりも深いことから、藻類の種苗生産技術を基にした藻場再生の研究については高い評価を得ている。また、三重県水産研究所や三重大学、東京海洋大学などとの共同研究にも加わり、その研究成果を漁業者への普及する役割も担っている。答志島や神島では漁船漁業も盛んであり、地域の漁業者との繋がりも深い。
- ・真珠養殖業における赤潮被害の軽減を目的とした民間企業との連携（(株)ミキモトが「貝リングル（二枚貝を用いた生物センサー）」を開発）や、県水産研究所での「イセエビの人工種苗生産の成功（S63：世界初）」や、幻の魚と言われる「クエ・マハタの種苗量産化の成功」、高品質な真珠の安定生産に向けたアコヤ貝の品質改良など、高度な研究開発等を実施しているところである。
- ・このように、海洋に関する研究機関等が数多く集積することや、フィールドが近く多様な漁業が

営まれているという特徴を生かし、様々な事業に取り組むことが可能な地域であることから、これらの研究機関や高等教育機関、民間企業等との更なるネットワークを図り、開発調査センターが持つ機能を維持しつつ、更なる充実を目指していきたい。

【連携可能施設】

(研究施設)

- ・水産総合研究センター増養殖研究所（南伊勢町）
- ・同研究センター増養殖研究所 玉城庁舎（玉城町）
- ・三重県水産研究所、三重県栽培漁業センター（志摩市）
- ・鳥羽市水産研究所（鳥羽市）

(高等教育機関)

- ・名古屋大学理学部菅島臨海実験所（鳥羽市）
- ・国立鳥羽商船高等学校（鳥羽市）
- ・三重大学大学院水産実験所（志摩市）
- ・県立水産高等学校（志摩市）

(民間水産部門等)

- ・海の博物館、鳥羽水族館（鳥羽市）
- ・ミキモト真珠研究所（志摩市）

○研究能力、産業集積等の状況及び今後その充実予定があればその見通し

- ・三重県は日本列島中央部の太平洋側に位置し、海岸線は約 1,100km に及んでいる。その海域は、大小の河川が注ぎ遠浅の砂浜が広がる伊勢湾内、湾内と外洋の海水が複雑に混合する伊勢湾口部、リアス式海岸による天然礁に恵まれた志摩・度会海域、黒潮の影響を強く受ける熊野灘など変化に富んでおり、それぞれ特徴を活かした多様な水産業が営まれている。
- ・前述のように、三重県伊勢志摩地域には、国・県・市の水産研究機関の他、大学の研究機関及び高等教育機関、民間企業等が集積しており、各機関において、多様な水産業を背景に、藻類、貝類、魚類等の様々な研究を行なっている他、教育機関においても、水産業における様々な教育が提供されている。また、三重県水産研究所には、学位（博士）取得職員が10名在籍し、それぞれの分野において研究業務等に従事しており、その研究内容も高い評価を受けている。
- ・こうした今ある研究機能を十分に活用しながら、その成果を発揮できるように努めていく。

○地域の研究機関の研究施設等の共用・研究室の提供など、新たな財政負担は極力抑制しつつ、当該研究機関の能力を確保するための工夫としてどのようなことが考えられるか。

- ・開発調査センターの事務所に関しては、鳥羽市の公的施設等を使用することにより、新たな財政負担の発生が極力抑えられるよう努力する。
- ・また、地域にある研究機関の研究施設等の共用や研究室が必要な場合には、可能な限り共用及び提供ができるよう調整を行う。

○移転による地域の経済効果（地域 GDP 等）と雇用創出効果等

- ・三重県では、農林水産業の活性化を図るため、生産性の向上はもとより、経営規模の拡大による効率的な生産や6次産業化、販路開拓の促進などを通じて、事業者の経営力向上を図っているところである。農林水産業の成長産業化に向け、地域資源を活用した商品の開発や国内外の販路開拓などの新規需要の創出、情報発信、人材育成等を支援していくことにより、産業活動を活発にし、「しごとの創出」につなげていく。
- ・鳥羽市においては、漁業と観光が2大基幹産業であり、漁業振興なくして観光振興はありえないことから、平成27年度から『鳥羽市漁業と観光の連携促進計画』に基づいた様々な事業を展開している。当地域に集積している研究機関と開発調査センターとの共同開発の成果が漁業生産方式の企業化や漁場生産場所の改善につながり、また、魚価の向上を始めとする漁業者の所得向上の他、地元で獲れた魚が地元で流通する仕組みを創出し、そのことが観光産業の発展にもつながるものと期待している。さらに、観光産業が発展により、観光産業における雇用創出への波及効果も大いに期待できる。
- ・鳥羽市の農水直売所「鳥羽マルシェ」を活用した取組が、改正地域再生法による地域再生計画の第1号として認定されており、今後は、様々な研究から生み出される新たな生産技術や、それを活かした商品の開発、新規ビジネスの展開などにより、新たな地域イノベーションの創出につながるものと考えている。

【目標指標】

- ・漁業組合員1人あたりの漁業収入／2,275千円（H27）→2,600千円（H32）
※「鳥羽市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」
- ・漁業者1人あたり漁業生産額／5,930千円（H25）→6,520千円（H30）
※「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」から抜粋

○その他

<道府県の説明に係る各府省の見解に対する主な意見>

①研究能力の確保・向上

（中央水産研究所・水産工学研究所との連携）

- ・中央水産研究所（横浜市金沢区）と一体となって開発調査の成果を活用したビジネスモデル構築研究を行っており、水産工学研究所（茨城県神栖市）とも連携して漁具・漁法の研究を行なっているところ、これら2研究所との連携体制（アクセス）が確保される必要がある。

⇒どのような連携が行われているのか分からないため具体的な提案は困難であるが、移転されることとなった場合、各研究機関の業務分担の整理等をお願いしたいと考える。また、水産工学研究所も地方に設置されており、地方と連携していることから、「現在地でなければならない」理由にはならないのではないかと推察される。さらに、当地域での研究の継続など、業務引継ぎについてもご検討いただけるとありがたい。

(水産庁との連携)

- ・ 開発調査センターの各種調査は海洋水産資源開発促進法に基づき実施していることから、同法を所管する水産庁との密接な連携が不可欠である。

⇒ 地方であっても、所管省庁である水産庁との連携は十分可能であると考ええる。メールや電話での連絡のほか、必要があればテレビ会議システム等により、地方にしながら東京圏に存在する関係機関との連携は十分図ることが出来る。ICTを活用することにより、より安価な連携・連絡方法は可能である。

②研究成果活用の確保・向上（産官学連携《開発調査センター部分》）

- ・ 海洋に関する多くの企業・大学・研究機関等が集積する特徴を生かし、海洋に関するイベントの主催、教育機会の創出・海洋環境の保全、大学等と連携した人材育成や企業のシーズ・ニーズのマッチングなどの海洋産業の振興などに取り組む「海洋都市横浜うみ協議会」の一員として、横浜市の海洋施策に貢献している。協議会は、イベント、教育、産業の3つのワーキンググループを設置し、水研センターは、イベント及び教育の分野に参画、水産や魚食に関する講演などを行なう他、横浜で開催する国際会議の企画等に積極的に参加することとしている。さらに産業分野での参画についても要請されている。なお、役員1名を協議会理事として登録し、協議会全体の運営に関与している。

⇒ 横浜市への貢献については十分理解できることであるが、こうした組織の参画をもって移転が困難な理由にはならないのではないかと考える。また、移転したとしても、引き続き参画することも可能ではないかと考える。

③地域の産業等への波及効果

- ・ 漁業などの研究面において協力を行なうなど、一定の波及効果は無いとはいえないが、東京に所在する全国規模の漁業団体からの開発調査ニーズを把握し全国の主要な研究課題を対象に新たな漁業生産方式の企業化や新漁場における漁業生産の企業化について、実証調査を行なうなどの研究開発に取り組み、研究成果を創出している。移転によって三重県固有の水産業の課題を取り扱うものではないため、特段の追加的な波及効果は望めない。また移転により全国的な波及効果が低下することが危惧される。

⇒ 全国規模の漁業団体からのニーズの把握などは、把握方法の工夫等により、移転に伴い阻害されるものではないと考える。また、当地域の研究機関の研究等にご協力いただくことで、波及効果は当然あると考えているが、本県固有の水産業の課題を取り扱うことを望んでいるわけではない。業務は現状と変わらないことから、移転に伴い全国的な波及効果が低下すると考えられない。さらに、全国屈指の水産県である三重県から研究成果を発信していくことも、十分効果があるのではないかと考える。

平成27年度 旧三重ソフトウェアセンター:利用可能スペースについて

■外観写真



■階層別部屋一覧

3F	302 (107㎡)	W C W C 給湯	304 (48㎡)	311 (49㎡) 【貸付中】	306 (50㎡)	308 (50㎡)	310 (50㎡)	非常用 階段
	非常出口							
	301 (107㎡)	エレベーター /階段	ロビー	303 (55㎡)	305・307 (98㎡)	309 (54㎡)		

2F	実習室1	W C W C 給湯	吹き抜け	202 (55㎡)	204・206 (100㎡) 【貸付中】	非常用 階段
	ロビー					
	実習室2	エレベーター /階段	吹き抜け	201・203・205 (157㎡) 【貸付中】		

1F	研修室1	W C W C	[非常口]	[非常口]	多目的室 (55㎡)	フリー (100㎡)	非常用 階段
	エントランスホール						
	研修室2	エレベーター /階段	事務室 【貸付中】			[給湯]	応接室 役員室

<正面出入口>

旧三重ソフトウェアセンター

貸付部屋別面積及び貸付料

階	部屋番号	広さ(㎡)	貸付状況	貸付料(年額)
2F	201・203・205	157	貸付中	2,763,488
	204・206	100	貸付中	1,760,184
	202	55		968,101
3F	301	107		1,883,396
	302	107		1,883,396
	303	55		968,101
	304	48		844,888
	305・307	98		1,724,980
	306	50		880,092
	308	50		880,092
	309	54		950,499
	310	50		880,092
	311	49	貸付中	862,490
合 計		980		17,249,799

※ 平成27年度 建物貸付料13,939円/㎡(税抜)、管理費2,359円/㎡(税抜)

研修具体イメージについて

教員研修センターの研修の一部を本県で開催するにあたり、「学校現場の喫緊な課題に対応した先進校を有し、フィールドワークや協議等、より効果的な研修の実施が可能な研修」として下記の研修を提案します。

1 研修名

学校教育の情報化指導者養成研修

2 実施場所

三重県総合教育センター 多目的室・第2, 3, 4 講義室・情報教育棟

3 実施回数

2回(各回100名程度)

4 研修の概要

文部科学省では、子供たち一人一人の「生きる力」を確実に育成するため、「情報活用能力」の育成、ICTの活用による協働型、双方向型授業革新、校務の情報化による教員の負担軽減などを推進している。

学校教育の情報化については、本県では、実証校として研究を開始し、現在も研究を継続している公立学校を有し、協働型、双方型授業の研修への対応や、企業・大学との連携を進めることができる。

また、文部科学省の推進している研修内容を本県で実施することや、実践的で効果的な研修を実施することも可能である。

●研修の内容

(1) ICTによる学びのイノベーション事業(文部科学省)及びフューチャースクール推進事業(通産省)の実証校等での実習

【ねらい】

学校現場に無線LAN、タブレット型PCが順次導入され、子どもたちの学びの環境が大きく変わってきている。

このため、ICTによる学びのイノベーション事業(文部科学省)及びフューチャースクール推進事業(通産省)の実証校として研究を開始し、現在も研究を継続している公立学校を訪問し、現地での実践的実習を通じて以下について検討を進める。

① ICTを効果的に活用した授業改善の在り方について

- ②模擬授業を通じて実践的な授業改善について
- ③実証校の教職員との交流から、よりよい授業改善方法や導入の手法について、また教職員との交流を通して、学校改善のためのICTの導入、活用等、学校教育の情報化に向けての戦略を検討する。

【研修イメージ】

- ① 授業見学
タブレット型PC等のICT機器を活用した授業
- ② 実証校の今までの取組について
- ③ 教職員との交流
 - ・どのように校内研修を進め、教職員の意識を高めながら事業を進めてきたのか。
 - ・所管教育委員会は、学校をどのようにサポートしてきたのか。
 - ・事業終了後に、所管教育委員会では、どのような取組を進めてきているのか。
- ④ ワークショップ
「教科指導におけるわかりやすい授業づくりのためのICT活用」
次のキーワード等について検討する
 - ・ICTを活用した効果的な授業改善
 - ・ICTを活用した協働学習の進め方
 - ・ICTを活用したアクティブラーニングの進め方
- ⑤ 模擬授業の実施

(2) 事業者からの講義・演習（情報サービス）

【ねらい】

多くの自治体では、校務支援システムが導入され、児童生徒の個人情報を一元的に管理しなければならない状況になっている。しかし、情報漏えい等の事件が少なくならない現状から、情報管理の必要性が求められている。

学校教育の情報化実態調査（平成26年度）によると、県内の超高速インターネット接続率は、全国平均数値を示している。県内には多くの情報通信サービス事業者が存在し、さまざまな情報通信サービスを実施している。

このため、これら企業での顧客管理などを含め、情報管理の必要性についての講義を通じて学校の保有する業務情報・個人情報及び校務支援システム等で取扱い情報のセキュリティをどう進めていくのかを検討する。

【研修イメージ】

- ・情報通信会社の取組
- ・情報（個人情報）管理について

- ・情報漏えいへの対応策 等

(3) 問題解決力育成についての講義・演習（三重大学）

【ねらい】

文部科学省では、初等中等教育段階におけるプログラミング教育を推進するため、児童生徒の発達段階に応じたプログラミングに関する学習の事例を収集し、教員向けの指導に役立つ参考資料を作成し、公表している。

三重大学では、児童生徒の思考力・判断力を育成することを目的とし、実践に取り組まれている。そこで、ICTを「ツール」として利用して、学習への興味・関心を高めたり、各教科等の学習内容を深めたり、問題解決能力を育成したりする方法などについて検討する。

【研修イメージ】

- ・プログラミング教育実践上の工夫
- ・プログラミング教育を通じた児童生徒の学びの変容
- ・プログラミング体験

5 費用等について

同研修を三重県総合教育センターで実施するにあたっては、情報教育棟の機器整備、多目的ホールを含む講義室についても、電子黒板等をはじめICT機器の整備をする必要がある。また、wifi環境（無線LAN環境）を含め、館内のネットワークを再構築する必要がある。

人員についても、現在本県の情報教育研修担当者は3名であり、教員研修センターの一部研修会を移設する場合には、3名を増員し、6名の担当者が必要である。

同研修を開催するにあたっては、国の費用負担、人員の派遣等の支援も必要である。

【整備費用の例】

総合教育センターのネットワーク整備	(8,000,000円)
研修室のICT機器整備	(33,360,800円)
①研修室パソコン(5台)	1,243,800円
②電子黒板(5台)	3,375,000円
③書画カメラ(5台)	350,000円
④タブレット型PC(50台)	3,142,000円
⑤プロジェクター(5台)	1,000,000円
⑥什器(机80・椅子160)	12,000,000円
⑦ホワイトボード(70台)	2,250,000円

⑧音響設備（5セット） 10,000,000円

合計：41,360,800円

(別 表)

(1) 教室使用料金表

(単位：円)

区 分	4 時 間 以 内	4 時 間 を 超 え 8 時 間 以 内				
大 教 室	10,000	20,000				
中・小教室・その他	7,000	14,000				
ただし、8時間を超える場合は1時間に付						
<table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">大教室1室</td> <td style="text-align: right;">4,000</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">中・小教室・その他1室</td> <td style="text-align: right;">3,250</td> </tr> </table>			大教室1室	4,000	中・小教室・その他1室	3,250
大教室1室	4,000					
中・小教室・その他1室	3,250					
冷暖房使用 …………… 1時間に付						
<table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">大教室1室</td> <td style="text-align: right;">3,000</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">中・小教室・その他1室</td> <td style="text-align: right;">2,000</td> </tr> </table>			大教室1室	3,000	中・小教室・その他1室	2,000
大教室1室	3,000					
中・小教室・その他1室	2,000					
(※プロジェクター使用1室に付 …… 5,000)						

教室の区分

大教室……224・231・234・431・621

中教室……211・212・221・222・511・521・622・721・722

小教室……233・512・514・531～538・711・712・731～733・741～746

その他……会議室等

(2) 体育施設使用料金表

施設の使用料金

(単位：円)

区 分	4 時 間 以 内	4 時 間 を 超 え 8 時 間 以 内				
運 動 場	25,000	40,000				
弓 道 場	11,000	20,000				
ただし、8時間を超える場合は1時間に付						
<table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">運 動 場</td> <td style="text-align: right;">6,500</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">弓 道 場</td> <td style="text-align: right;">4,000</td> </tr> </table>			運 動 場	6,500	弓 道 場	4,000
運 動 場	6,500					
弓 道 場	4,000					

(3) マルチメディア施設使用料金表

(単位：円)

区 分	4 時 間 以 内	4 時 間 を 超 え 8 時 間 以 内
中 ・ 小 教 室	10,000	20,000
ただし、8時間を超える場合は1時間に付 中・小教室1室 4,000 冷暖房使用料 …… 1時間に付 中・小教室1室 2,000 パソコン使用料 …… 1時間に付 { 中教室1室 3,000 { 小教室1室 1,500 プリンター使用料 …… 1枚に付 10 ※プリント用紙は各自が持参すること。		

教室の区分

中教室……421・522・631

小教室……523

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（別表）

使用料金

(1) 記念講堂使用料金表

記念講堂施設の使用料金

（単位：円）

区 分	4 時 間 以 内	4 時 間 を 超 え 8 時 間 以 内
講 堂	30,000	50,000

ただし、8時間を超える場合は1時間に付 7,750

設備・器具の使用料金

(ア) 附属設備器具使用料（4時間以内を1単位、4時間を超える場合を2単位とする。）

（単位：円）

区 分	1 単 位 の 金 額		備 考
照 明 設 備	1 式	28,000	
音 響 設 備	1 式	5,000	
ピ ア ノ	1 台	3,000	調律料含まず
コンセント（1KW）	1 口	200	
C D プ レ ー ヤ ー	1 台	700	
テ ー プ レ コ ー ダ ー	1 台	700	
プ ロ ジ ェ ク タ ー	1 台	5,000	

(イ) 冷暖房設備使用料

1時間につき 6,000円

(ウ) 機器等取扱者アルバイト料

1名・1時間につき 1,000円

(別表)

記念館施設の使用料金

(単位半日当り：円)

区 分	施設利用料	冷暖房利用料
茶室及びホール	25,000	2,500
会 議 室	10,000	1,000

皇學館大学記念館の由来

「皇學館大学記念館」は、神宮皇學館時代、「本館」と呼ばれた中心的建物であった。神宮皇學館は、大正7年1月宇治館町より、ここ倉田山の校舎に移転したが、館長室・貴賓室・事務室などからなるこの「本館」は、翌8年10月18日落成した。

当初は、現記念講堂前広場あたりにあったが、神宮皇學館時代の学舎として貴重な遺構であり、大正期の特色を伝える優れた建築であるので、本学が創立90年・再興10年を迎えた昭和47年10月、記念館として現在地より北西側に移築され、保存が図られてきた。その際、内部に若干の改築を加え、祭式教室として整備し、多くの学生がここで祭式作法を学び、神職として全国に巣立った。

その後、次第に老朽化が進み、平成19年12月、全面的改築を施し、現在地に移建した。館長室・貴賓室を復元して、大学史関係の資料を展示し、茶室・和室を設けて、我国伝統の文化や技芸・精神を教育する場としての活用も、一層充実させることとなった。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（別表）

使用料金

（1）総合体育館使用料金表

総合体育館施設の使用料金

（単位1時間当り：円）

時間区分 使用区分	施設利用料	照明利用料
メインアリーナ	20,000	5,000
サブアリーナ	10,000	3,000
柔道場	10,000	3,000
剣道場	8,000	3,000

※トレーニングルームの外部貸出は行いません。

（補 則）

第11条 施設等の使用に関してこの規則によりがたいときは、学長が決定する。

（改 廢）

第12条 この規則の改廢は、全学教授会が行う。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（別 表）

倉陵会館施設使用料金表

（単位：円）

区 分	1 日	備 考
喫茶室（1 F）	8,000	
食 堂（1 F）	10,000	
食 堂（2 F）	10,000	
冷暖房使用料（食 堂）	1 時間に付 1 室	2,500
冷暖房使用料（喫茶室）	〃	1,000

施設の貸し出しについて

本学には附属図書館をはじめとして、講堂(三翠ホール)、各学部校舎・教室や体育館など数多くの施設があります。これらの施設は授業及び課外活動、また本学の行事に支障がない限り、公共的な行事及び一般市民の方々の営利を目的としない行事などに利用することができます。

◎利用時間

午前9時～午後5時

* 施設によって異なる場合がありますのでお問い合わせください。

◎利用料金

使用面積、使用時間により金額が変わります。

詳しくは下記料金表をご覧ください。

なお、附属学校施設の利用料は別途お問い合わせください。

◎申込み・お問い合わせ

所定の申込み用紙により下記の係へのお申込みとなります。

お気軽にお問い合わせください。

財務部財務チーム資産管理担当

TEL 059-231-9024

FAX 059-231-9025

Eメール sisankanri@ab.mie-u.ac.jp

大学構内及び大学近隣施設等への無断駐車は禁止します。来学の際は必ず公共交通機関を利用してください。大学構内及び大学近隣施設における大学使用者の無断駐車禁止周知・防止等の対応をして頂けない場合、貸し出しできません。

施設利用料

施設名	座席数	1時間当たり 施設使用料単価(税抜)
教室・実験室		(注1)
会議室・メディアホール		(注2)
講堂(小ホール)	300席	3,454 円/h
講堂(大ホール)	1,650席	16,785 円/h
体育館・屋内運動場		2,000 円/h
柔道場・剣道場		700 円/h
陸上競技場・運動場		2,300 円/h
野球場		1,050 円/h
サッカー・ラグビー場		1,800 円/h
テニスコート		350 円/面/h
アーチェリー場		720 円/h
プール		800 円/h

(注)

- 1 教室・実験室使用料は1㎡あたり10円/hで、「単価×面積×時間」の算式により算定します。
- 2 会議室使用料は1㎡あたり8円/hで、(注1)と同様に算定します。
- 3 メディアホール使用料は1㎡あたり10円/hで、(注1)と同様に算定します。
- 4 照明・音響・空調・便所等の光熱水料を含むものとします。

- 休館日 12月29日から翌年の1月3日まで
- 使用時間 9:00～21:00
- 申込期間
 - きららホール、アトリウム
使用する日の属する月の6ヶ月前から使用する日の2日前まで
 - その他
使用する日の属する月の3ヶ月前から使用する日の2日前まで
※受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日は休み)

施設使用料

区 分		使用料(円)			
		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:00	
きららホール (347㎡) 定員 360人	入場料を徴収しない場合 及び入場料の額が 1,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合 その他の場合	9,000 6,000	10,800 7,200	10,800 7,200
	入場料の額が 1,001円以上 3,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合 その他の場合	12,000 9,000	14,400 10,800	14,400 10,800
	入場料の額が3,001円以上 5,000円以下の場合		15,000	18,000	18,000
	入場料の額が5,001円以上の場合		18,000	21,600	21,600
特別会議室 (128㎡) 定員 28人	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	6,000	7,200	7,200	
	その他の場合	3,000	3,600	3,600	
研修室1 (180㎡) 定員 56人	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	7,000	8,400	8,400	
	その他の場合	3,500	4,200	4,200	
研修室2 (113㎡) 定員 32人	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	4,000	4,800	4,800	
	その他の場合	2,000	2,400	2,400	
AV研修室 (46㎡) 定員 12人	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	2,000	2,400	2,400	
	その他の場合	1,000	1,200	1,200	
アトリウム (貸切使用) (246㎡)	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	6,000	7,200	7,200	
	その他の場合	3,000	3,600	3,600	
交流サロン (貸切使用) (141㎡)	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	6,000	7,200	7,200	
	その他の場合	3,000	3,600	3,600	

※入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいいます。
 ※9:00から17:00まで、9:00から21:00まで又は13:00から21:00までの時間の使用料の額は、それぞれ単位となっている使用時間の使用料の額を合算した額とします。
 ※空調設備を使用する場合には、別に定める使用料を徴収します。
 ※単位となっている使用時間を超えて使用する場合には、超過時間(1時間未満のときは、1時間)とします。1時間当たり直前(直前がない場合は直後)の単位となっている使用時間の1時間当たりの額を徴収します。この場合において、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

設備使用料

設 備 名	使用料の単位	使用料(円)
冷暖房設備	1時間	1,000
大型プロジェクター	1回	10,000
液晶プロジェクター	1回	2,000
書画カメラ	1回	1,000
オーバーヘッドプロジェクター	1回	1,000
スライドプロジェクター	1回	1,000
ビデオ編集卓	1回	2,000

※空調設備の使用が1時間未満であるときは、当該使用の時間は1時間とします。
 ※「1回」とは、9:00から12:00まで、13:00から17:00まで及び18:00から21:00までのそれぞれの間の利用をいいます。

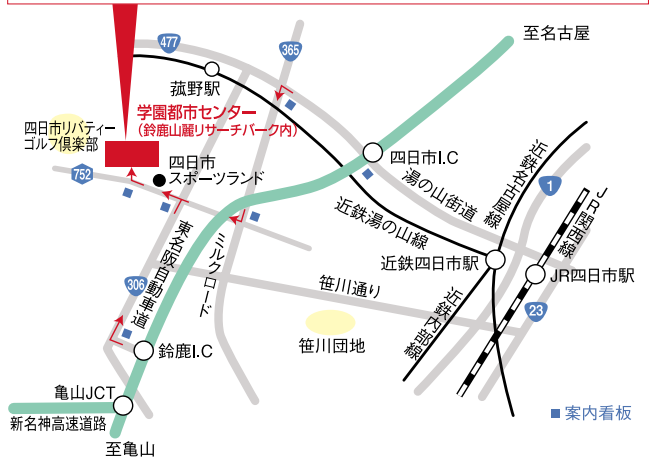
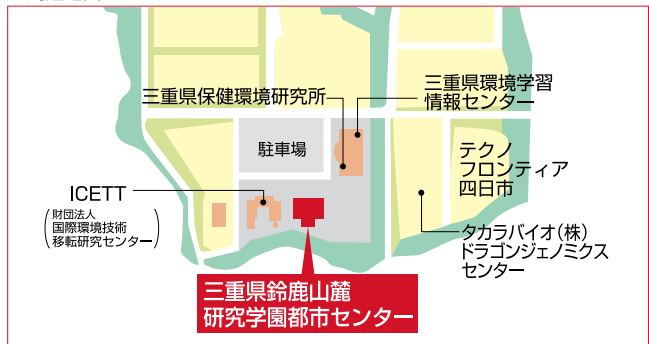


三重県保健環境研究所
三重県環境学習情報センター

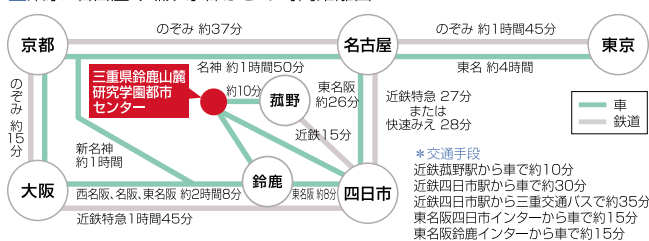
三重県鈴鹿山麓
研究学園都市センター

ICETT
(財団法人
国際環境技術
移転研究センター)

周辺地図



東京・名古屋・大阪・京都からの時間距離図



お問い合わせ

三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター

〒512-1211 四日市市桜町3684-11 TEL:059-329-3601 FAX:059-329-8016

三重県農水商工部 産業集積室

〒514-8570 津市広明町13番地 TEL:059-224-2355 FAX:059-224-2078

URL

<http://www.pref.mie.jp/sshuseki/HP/center/index.htm>

三重県鈴鹿山麓 研究学園都市センター

Mie Suzuka-sanroku Reserch Park Center



技術開発の促進と 交流の輪を広げる創造空間。

鈴鹿山脈の麓に位置する大自然に囲まれた環境のもとで、科学技術に関する研究・開発を支援し、科学技術の振興と県内産業の高度化を図る施設です。センター内の各施設は、クオリティーを追求した設備を誇り、ハイレベルな研修・交流を創造する場として、幅広くご利用いただけます。



きららホール (定員360人)
学会やシンポジウム、講演会、式典、イベントなどを多彩な機能で演出する多目的ホールです。大型映像設備により、250インチスクリーンの大画面へ映像を映写することができます。

アトリウム

ガラス張りの吹き抜けからは自然の光がまぶしく降りそそぎ、美しい空間を創り出しています。

研修室1 (定員56人)

研修会、会議等にご活用いただけます。

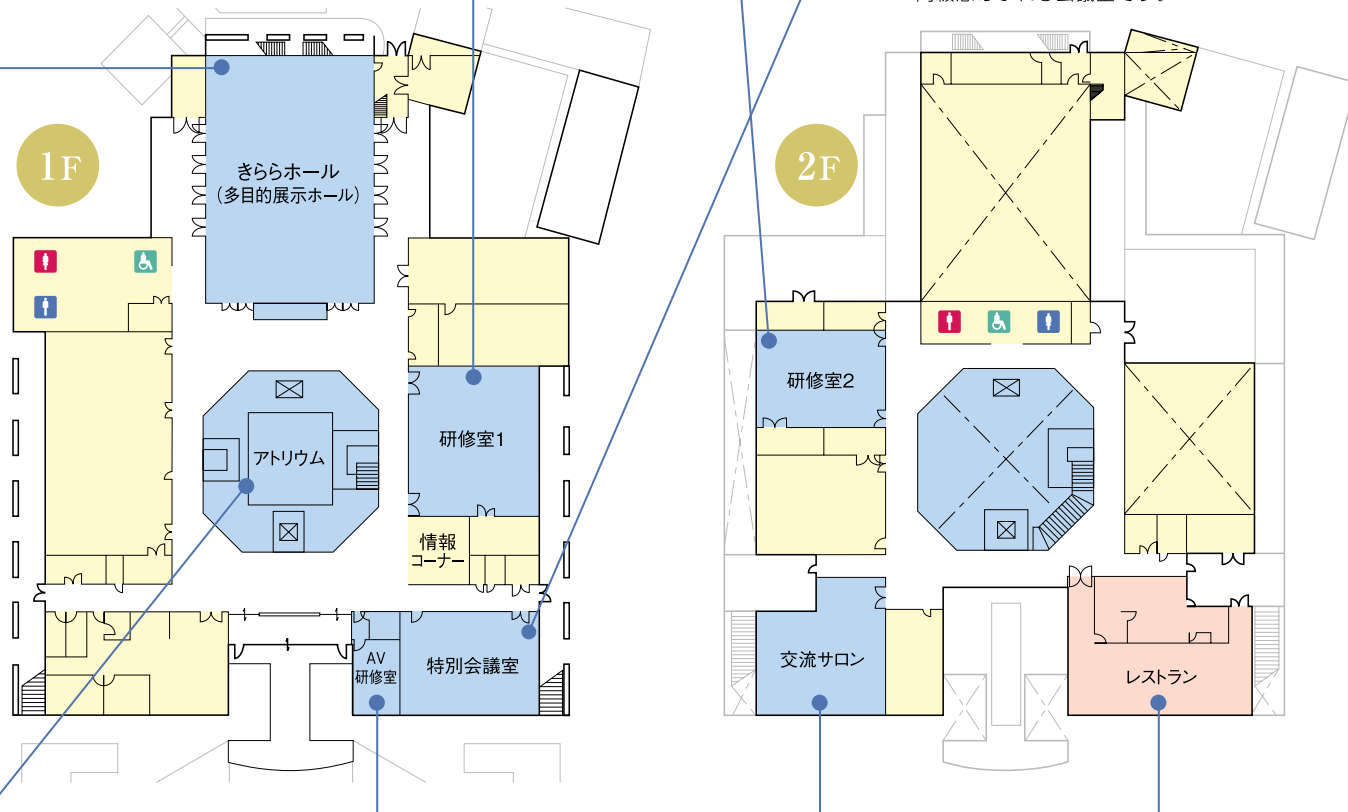


研修室2 (定員32人)



特別会議室 (定員28人)

テーブルを囲みながら積極的に意見を交わす、高級感あふれる会議室です。



AV研修室 (定員12人)
マルチメディアに対応した視覚研修が可能で、操作室内にはビデオ編集機能も装備しています。



交流サロン

研修の合間などの休憩や憩いの場として、くつろぎのひとときが過ごせます。



レストラン (フックローバー)